不妊不育治療費助成事業

不妊治療、不育治療費用の一部を、糸魚川市が助成します！

対象者	① 法律上の婚姻をしている夫婦 ② 治療期間及び申請日ともに、糸魚川市に住民登録がある夫婦 ③ 夫婦ともに市税の滞納がないこと
対象となる治　療	〈医師が認める不妊治療〉 ◆排卵誘発法　◆タイミング療法　◆人工授精 ◆体外受精　◆顕微授精　など 〈医師が認める不育治療〉 ◆免疫異常　◆内分泌異常　◆夫婦染色体異常 ◆子宮異常　など ※自由診療・保険診療は問いません。
対象となる治療費	申請日より、前１年以内に行った不妊治療費、不育治療費
助成金額	１回の申請につき、**10万円**（限度額） ※年度内に、不妊、不育両方の治療を行った場合は、合計額に対して上限10万円の助成となります。 ※ただし、高額療養費の支給がある場合や、県等の助成を受けることができる場合は、その額を控除して算定します。
助成回数	申請は１年度１回とし、通算５回まで可能
必要書類	・不妊不育治療費助成事業申請書（様式有） ・不妊・不育治療費助成事業受診等証明書（様式有） ・不妊不育治療に要した費用の領収書及び診療明細書 ・高額療養費制度適用の場合は、それを決定した通知書 ・県等の助成を受けている場合は、それを決定した通知書等

県では、不育症検査費用助成を行っています。詳しくは、糸魚川地域振興局にお問い合わせください。

【問合せ先】糸魚川市こども課こども支援室親子健康係
TEL：552-1511（代）